

令和元年小野町議会10月第1回会議

議事日程（第1号）

令和元年10月15日（火曜日）午前10時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員長報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第57号 認定こども園整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
日程第 5 議案第58号 消防ポンプ自動車購入変更契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	石井一一君
町民生活課長	鈴木稔君	子育て支援課長	宗像喜也君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	吉田浩祥	書記	二瓶淳
書記	吉田靖章	書記	根本理恵

開議 午前10時15分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから、令和元年小野町議会10月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により、開議時刻を繰り下げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

11番 吉田康市 議員

1番 渡邊直忠 議員

を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、10月第1回会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和元年小野町議会10月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第57号から議案第58号までについては簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、10月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。

また、議案の採決方法について、議案第57号から議案第58号までについては簡易採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第57号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第57号 認定こども園整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第57号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和元年小野町議会10月第1回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私とにもご多忙の中、ご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

本10月第1回会議にご提案申し上げる案件につきましては、変更契約締結案件2件であります。町政執行上、

緊急かつ重要な案件でありますことから、お集りいただいたところであります。よろしくお願ひいたします。

それでは、提出案件に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第57号 認定こども園整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年小野町議会定例会6月会議でご議決をいただき、6月12日契約を締結しました、認定こども園整備事業敷地造成工事につきまして、工事内容の変更及び10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い変更契約を締結したいものであります。

変更内容の主なものとしましては、工事において残土運搬距離の変更増のほか、山林伐採に伴う処分量及び排水処理延長等の変更増、あわせて消費税及び地方消費税の増となる2%相当額を変更するものであります。

現契約金額1億9,224万円に工事変更等に伴い2,146万6,900円を増額し、変更後の契約金額を2億1,370万6,900円とする変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第57号 認定こども園整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結についてご説明を申し上げますが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひを申し上げます。

◎議案第57号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第57号 認定こども園整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第57号について質疑を終わります。

◎議案第57号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第57号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議案第57号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第57号 認定こども園整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第5、議案第58号 消防ポンプ自動車購入変更契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第58号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第58号 消防ポンプ自動車購入変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年小野町議会7月第1回会議でご議決をいただき、7月8日契約を締結しました、消防ポンプ自動車購入につきまして、10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い変更契約を締結したいものであります。

変更内容としましては、消費税及び地方消費税率の増となる2%相当額を変更するものです。

現契約金額1,944万円に消費税及び地方消費税率の変更に伴い36万円を増額し、変更後の契約金額を1,980万円とする変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第58号 消防ポンプ自動車購入変更契約の締結についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第58号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第58号 消防ポンプ自動車購入変更契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第58号について質疑を終わります。

◎議案第58号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第58号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議案第58号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第58号 消防ポンプ自動車購入変更契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって10月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時26分